

令和 8 年度就学前教育・保育施設整備交付金の活用について

1 子ども・子育て会議への審議の必要性

市では、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等の施設整備に係る費用に対し、国庫補助の「就学前教育・保育施設整備交付金」と市費を財源に、補助金を交付しています。

令和 8 年度から、当該交付金を活用する場合は、将来における保育需要の把握、及び需要に基づいた整備計画等を確認する観点から、「原則として、地方版子ども・子育て会議等へ諮問等を行い承認を得た上で提出すること」とされたため、審議事項とするものです。

2 就学前教育・保育施設整備交付金の概要

概 要：保育施設等が行う施設整備（創設、改築、修繕等）や防音壁整備、防犯対策強化整備に係る費用の一部（国 1/2、市 1/4、設置法人 1/4）を補助する。

対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所等

3 河城保育園の大規模修繕について



住 所：菊川市友田 15 番地の 3

施 設：昭和 54 年 3 月建設（48 年経過）、延床面積 564.76 m²

整 備 内 容：給水配管が腐食しているため、保育室や調理室等の計 11 箇所を結ぶ園舎全体の給水配管設備を修繕する。

工期（予定）：令和 8 年 10 月 13 日～令和 9 年 1 月 12 日

園 舎 図 面：裏面へ掲載

